

平成22年5月28日

請求人様

佐倉市監査委員 松 林 勝  
佐倉市監査委員 船 越 豊

佐倉市職員措置請求について（通知）

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求書の提出日

平成22年3月31日

3 請求の趣旨（監査請求人から提出された書面原文のまま。但し、会派名・個人名はアルファベット表示）

財務会計行為のうち、公務支出について以下の対象の監査を請求します。

（1）請求の対象は佐倉市議会各会派及び議員

（2）平成20年度の政務調査費

公金の支出

（3）佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例の第3条及び交付に関する規則の別表1の会派に関わる政務調査費使途基準並びに別表2の議員に関わる政務調査費使途基準に合致しているものかどうか以下の事例について監査

① A会派の支出のうち

- ① ② その他の経費 636,091円その内訳は「ガソリン、電話代等」と報告されている。が、附則で述べている政務調査費収支報告・領収書の提出についての注意事項によれば、インターネットと電話代は区別、電話代のみ1/2を認めるとあり、その他の経費の項目の算出根拠は不明確である。
- ① ③ 同報告書のうち、領収書番号89の「書き換え」の根拠が不明である。（本項については、請求人からの補正により取り下げられた。）
- ② B会派の支出のうち、
  - ① ④ 新聞購読料について、各議員が年間を通じて数社の購読をされている。会派であれ議員個人であれ政務調査に必要であるものならば、議会会派控え室での購読で活動が出来ないものでしょうか。市民の一般家庭では1紙で間に合わないときは、佐倉市立図書館での勉強で補強しています。
  - ① ⑤ 先進地視察の旅費等について、全国いずれの自治体もいま財政多端なおりでもあり、過去比較的ゆとりのあった時代とは様変わりして土産は欠礼しても許されるのではないか。他会派より視察研修が多く市民に役立つ活動に生かされているとは思いますが、その都度土産物を持参するとなれば多額の支出となる。
- ③ C議員の支出の内容のうち
  - ① ⑥ 佐倉市議会議員C議員市政レポートの発行について「発行責任がC議員後援会」であり、後援会の所在・ファックス番号ともC議員の住所と異なり別人格のものと考えられる。以下数カ所の自治体での事例が報道されている。熊本市議会議員の住民訴訟、山梨県議会議員の外部監査、山形市議会議員の監査請求、都議会の政務調査費の支出基準、松戸市議会・千葉市議会等々政務調査費に関わる問題である。レポートは市議会議員の活動報告として見易く出来ていてご努力には敬意を表すが、後援会の活動は佐倉市政務調査費交付基準と支出基準のどれに該当するのか。
  - ① ⑦ 資料の収支報告書はレポート作成代として357,000円が記載されているが、発行部数1万部（A3版・モノ黒裏表・イラスト見出し

し、写真)の印刷等経費として妥当なものか。

◎ レポート配布の件数として、1人850部5人に各20,000円の領収書が資料添付されているが後援会発行のレポートの件数を公費負担することの可否の監査を。

④ 各会派及び個々の議員の政務調査費収支報告書と領収書によるもののガソリン代並びに電話代等その他の経費について監査委員会の見解をお尋ねしたい。

㊦ 議員活動の移動に要するガソリン代は政務調査費の中でも重要部分として位置づけられる。が、定例議会は年4回特別に開催される委員会や行政に関わる会議、市民団体の会議や市民の生活相談等煩瑣なものも加えると切りがない。しかし、バス・電車・自転車や徒歩で議員活動される議員、又議員個々及び家族の市民生活としての日常もある分けだから車に依る場合も電話代の様に「按分」等の方法で厳格化して市民感情をも考慮する必要有り。

㊧ 電話代について、無制限に使っても按分50%の公費負担では一般の市民感覚や中小の事業者、国民年金受給生活の市民からは「議員特権・第2報酬」と見なされても現在の世情を考えればやむを得ないと思うが如何。

㊨ 通信手段としての器機類で耐用年数が4年を超えても保障される様な物についての個人の政務調査費からの公費支出は如何なものか。議員の任期は地方自治法の定めを引用するまでもなく、常識的には4年間で終了し継続を希望するものは民意を問い直す、しかし、再選確実とは断言できない。従って会派もしくは団で備品にするならば妥当な処理と言えるのでは。

(4) 以上の各項の諸行為が違法又は不当と判断されたものは市財政への返還を求める。

#### 4 監査委員の除斥

押尾豊幸監査委員は、市議会議員として政務調査費の交付を受けているため、地方自治法(以下「自治法」という。)第199条の2の規定により除斥とし

た。

## 5 要件の審査

本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項所定の要件を具備しているものと認め、平成22年4月8日、受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

A会派、B会派及びC議員並びに各会派及び個々の議員に対し佐倉市長が交付した平成20年度の政務調査費について請求人が監査を求めたものが、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

### 2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員から事情調査を行った。

### 3 請求人の証拠提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年4月23日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠が提出されるとともに、請求について訂正と補正がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

請求についてなされた訂正及び補正は次のとおりである。（監査請求人から提出された書面原文のまま。但し、会派名・個人名はアルファベット表示）

(1) 平成22年3月31日提出の監査請求書面の訂正及び補正を次の通りに追加いたします。

#### ① A会派の項の訂正と補正

補正

② 収支報告書のその他の経費で、同一金額の12回計上されているものがある。これは基本料、利用料その何れも政務調査費の支出基準に合致

しているか。議員としての自律性や活動の透明性等についての見解は。

⑥ 一連の条例等の理解不足で削除

**② B会派支出の項の補正**

補正

① 新聞購読料について「自宅で読む新聞、雑誌は自分のお金で払って下さい」と云う市民感情は至極当たり前のことで、使途基準に合致していれば新聞代を市民の血税で賄っても良しとの感覚は市民代表として信託している議会への信頼と尊敬を喪わせるものではないだろうか。

② 先進地視察の際の「おみやげ代」は政務調査とは直接関係なく、儀礼的、対面を慮る行為であって、それを欠くことで視察目的が損なわれるとは考えにくい。又、公費による政務調査費からのタクシーの利用は、一般市民の生活感覚では考えられない。市財政の厳しさからすれば如何に緊急を要したとしても時間調整などして節約に心がけて欲しい。

**③ C議員の支出の項の訂正と補正**

補正

① 後援会の所在とファックスの記載は「電話番号」が異なりと訂正。

② 福井県監査委員会の定期監査報告に因れば政務調査費のうち、判断基準中「政務調査費の使途の目的外とする」とした中で「後援会活動」掲げて原則とした。

③ 八千代市政務調査費使途基準運用指針では、政務調査費の充当が不適当な経費として後援会活動経費への支出は「後援会活動に要する経費」及び「後援会事務所の設置及び維持に要する経費」はこれを認めない。

④ 熊本市議会議員住民訴訟では、後援会事務所家賃及び事務所費等は政務調査費とは無関係の経費であると判決した。

⑤ 東京都議会では後援会活動等の経費を政務調査費として公費支出することは出来ない。

**④ 各会派及び個々の議員の収支報告書のガソリン代並びに電話代等経費の項の補正**

㊦ ガソリン代について

議員が行う活動は様々であって、政務調査活動とその他の活動を整然

と峻別することは困難であると思う。しかし、日々苦難の暮らしを余儀なくされている市民の血税で賄われている政務調査費を、1/2とは云え按分で公費支出することは、社会通念からしても安易に過ぎると考えられる。更に自家用車に依る活動は議員個人の私生活、家庭生活にも使われていると推認することは容易であり、純粹に政務調査活動と認定し得るのは個々の議員自身である。従って自己の良心に基づいた良識ある申請が可能かそれが不可能ならば先進他市に習って政務調査費のガソリン代廃止等使途基準を見直すべきではないか。

なお、収支報告書に添付されているガソリンスタンドの領収書に因れば、K議員は年間20万円を超え、同党派全体では実に150万円超の支出が計上されている。19年度分で見ても年64回の給油で1ヶ月平均5回ものスタンド利用をされている例もあり、1リッター10<sup>キロ</sup>の走行と仮定しても1年間毎日35<sup>キロ</sup>を走っておられることになる。これらの諸文書が公開されたとき市民の驚きは察するに余りある。運転免許を持たない議員との公平性も考慮すべきではないだろうか。

④ 電話代について

これもガソリン代と同様に政務調査活動とその他の活動、又私事での使用と家族の使用など関連電話会社の一括領収書では分別不可能で、ガソリンの場合より更に峻別は困難になる。従って費用弁償としての報酬の中でそれは賄って頂き、公金による政務調査費からの充当は止めるよう基準を見直すことにしては如何か。

⑤ 機器類の購入等管理、保管について

個人資産になると推認されるものなど支出の使途基準を厳格にすべきと考える。

(2) 監査委員会に対する質問

平成13年に佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例施行後に監査委員会として政務調査費の支出についての定例若しくは決算監査の実施は何時か、未実施とすれば監査対象外になっている理由は。

政務調査費の支出命令権者は誰か。

過年度の政務調査費の収支報告書の提出期限は4月15日、議会事務

局で条例等の合否及び領収書等の点検をどのようにして行っているか。

### (3) 市民生活と政務調査費

経済悪化と景気低迷、大企業始め企業の殆どが経営のリストラを進め、勤労者の失職や倒産に因る解雇、更には打ち続く不況の為に就職も極めて厳しく困難です。多くの市民の家庭の暮らしは困窮から脱出できないでいるのが実態です。それに追い打ちを掛けるような公租公課の引き上げは疲労困憊の身に鞭打つが如き有様です。この様な生活実態の中の市民の素直な感情と感覚からは政務調査費なるものの必要性、緊急性を感じることは困難です。市民の納めた税、つまり公費が一定の条例、規則、付則等に合致している限り領収証の添付さえあれば限度一杯費消、残額ゼロも可と言う状況は社会通念上から、又市民の暮らしと健康を守る公僕の使用並びに市民に代わって議会に求められている行財政のチェック機能からは逸脱しているのではないのでしょうか。

### (4) 市民困窮の現状と公費支出

佐倉市国民健康保険加入者の所得階層別状況は、年収200万円以下が全体の71%、保険料滞納者6474件の内所得200万円以下が80%を占めています。資格証明書交付755件、短期保険証1652件と云う国保の直接給付対象外となって、生活困窮の中で更に健康維持もままならないでいます。個人市民税の滞納も例外ではなく課税対象の30万円以下の所帯が全体の79%を超える実態は市民の困窮を反映しているものではないのでしょうか。こうした市民が塗炭の苦しみに耐えている中での政務調査費の曖昧な公費支出には前述しました市民の暮らしからは到底理解し難く納得出来ないのでのいる者です。

### (5) 追加資料の項目と説明

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ㉞ 国保加入者の階層別世帯数         | 資料A |
| ㉟ 国保加入者の滞納状況           | 資料B |
| ㊱ 市民税の滞納状況             | 資料C |
| ㊲ 他市等の政務調査費関連資料        | 資料D |
| ㊳ 訴訟判例及び監査結果等の資料       | 資料E |
| ㊴ 20年度政務調査費収支報告書及び領収書類 | 資料F |

#### 4 関係職員の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年4月23日、関係職員（議会事務局長、次長、庶務班長、庶務班主任主事）から陳述を聴取した。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

#### 5 関係人についての調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成22年5月7日、C議員から事情を聴き、資料の提出を受けた。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### (1) 政務調査費の概要

##### ア 交付の根拠

佐倉市は、自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派及び議員に対し、佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月28日条例第1号 以下「条例」という。）及び佐倉市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年3月30日規則第7号 以下「規則」という。）に基づき、政務調査費を交付している。

##### イ 交付の対象

市議会における会派及び議員（条例第3条）

##### ウ 交付の方法

毎年6月15日に概算払いで交付する。（条例第4条、規則第5条）

エ 交付の額

会派に対しては、所属議員のそれぞれにつき年額 48 万円（条例第 5 条）  
議員に対しては、年額 48 万円（条例第 8 条）

オ 交付の手続

交付申請（規則第 2 条）  
交付決定（規則第 3 条）  
交付請求（規則第 4 条）

カ 政務調査費の精算

収支報告（条例第 12 条、規則第 7 条）  
残余の返還（条例第 13 条）

キ 使途基準

政務調査費は、条例第 10 条の規定により規則第 6 条に定める下記記載の別表第 1 及び別表第 2 の使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

別表第 1

会派に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

## 別表第2

### 議員に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

## ク 使途基準の明確化

平成14年4月1日、佐倉市議会議長は、使途基準を明確にするために、

会派代表者と協議し、佐倉市議会政務調査費の取り扱いに関する基準（以下「基準」という。）を定め、全議員に通知したが、その後、同基準は、平成15年6月16日、平成20年10月1日と2回にわたり改正され、現在の内容は次のとおりである。

#### 佐倉市議会政務調査費の取り扱いに関する基準

平成14年4月1日制定

#### 政務調査費の使途

#### 1 政務調査費は、次の経費に使用することができる。

##### 研究研修費

- ・会派及び議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費

（例）講師謝礼金、会場費等

- ・他の団体が開催する研究会、研修会等へ参加するために要する経費

（例）参加負担金、会費、旅費等

##### 調査旅費

- ・会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

（例）交通費、旅費、宿泊費等

##### 資料作成費

- ・会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

（例）印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等

##### 資料購入費

- ・会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費。

（例）書籍、CD-ROM等の購入費、その他定期刊行物購読料

等

##### 広報費

- ・会派及び議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市

民に報告し、PRするために要する経費

(例) 印刷製本費、新聞折込料、通信費等  
広聴費

・会派及び議員が市政及び会派の政策等に対する市民からの要望や意見を吸収するための会議等の活動に要する経費

(例) 会場費、印刷費、茶菓子代等  
その他の経費

・調査研究のため臨時的に雇用する人件費  
・会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

(例) 事務所の賃借料 ※賃借料のみ(敷金、礼金等は含まない)

・会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な事務用消耗品、事務機器等の購入等に要する経費

(例) 消耗品費、備品購入費、リース代等

・上記以外の経費で会派及び議員の行う調査研究活動に必要な経費  
※ガソリン、携帯電話、電話代(FAX含む)については5割負担を認める。但し、インターネット接続に係る使用料については全額を政務調査費より支出することができる。

2 政務調査費は、次の経費に使用することができない。

交際費的な経費

(例) 餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、年賀状(購入及び印刷代金)、名刺印刷代金

政党本来の活動に属する経費

(例) 党費、党大会賛助費、党大会参加費、党大会参加のための旅費

選挙活動に伴う経費

会議に伴う食事以外の飲食、遊興の経費

レクリエーション等の経費

政務調査費の保管及び経理

1 各会派及び議員は、政務調査費の保管状況を明確にするとともに、

その経理については、次に定めるところにより処理するものとする。

支出の決定は、代表者が行う。

出納は、会派の代表者の承認を得て、経理責任者が行う。

支出に当たっては、領収書を徴すること。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができないときは、会派の代表者発行の支払い証明書をもってこれに代えることができる。

政務調査費の出納のみを行うための会派名義の預金口座及び経理簿を備える。

経理責任者は、所要の帳簿及び証書類等を整理保管する。

#### 備品の取り扱い

##### 1 備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

政務調査費を使用し購入できる備品は、会派及び議員の調査研究に要する共通使用の事務用備品に限るものとする。

(例) パソコン、電卓、電動鉛筆削り、大型ホチキス等

次に類するものは対象とならない。

- ・テレビ、ビデオ、家具類（ロッカー等を含む）
- ・会派室を利用する場合は、設置に工事等が必要となるもの
- ・その他、会派室等の管理上支障が考えられるもの

備品の管理は会派及び議員が行うことを原則として、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令で定める年数）内での買い換えは、特別な理由がない限りできないものとする。

購入できる備品は、単年度で支払いができるものを対象とし、年度を越える分割購入でないものとする。

備品購入に際しては、政務調査費のみで購入できることを条件とし、他の資金を併用して購入することはできない。

備品を購入した場合は、事務局が管理する備品管理カードに登録するものとする。

会派及び議員は、耐用年数を経過した備品について、これを廃棄しようとするときは、事務局に申し出を行い、その処理について協議するものとする。

耐用年数を経過しない備品については、特別な理由がない限り、これを廃棄することはできない。

購入した備品は、議員の任期が満了したとき、又は議会の解散により会派が消滅した場合、その時点で事務局の管理するところとなる。ただし、議員の任期の開始後、同一の会派を結成した場合は、備品を引き継ぐことができるものとする。

購入した備品は、会派が解散した場合、その時点で事務局の管理するところとなる。ただし、会派内の協議により、会派の構成員であった議員が新会派又は他会派において引き続き使用する場合は、事務局に申し出を行い、備品管理カードに管理の移動手続きを行うものとする。

事務局は、会派から管理が移った備品について、これを必要とする会派に貸し出すことができる。

事務局は、会派から管理が移った備品を貸し出す場合は、貸出カードに記載し、管理するものとする。

事務局は、会派又は議員から管理が移った備品を耐用年数、減価償却及び実勢価格を考慮し、議員に払い下げることができるものとする。

この基準の適用前に購入された備品については、この基準において継承し、引き続き管理するものとする。

その他、この基準に定めのない事項については、関係する法令等に準ずるものとする。

#### 附 則

この基準は、平成14年4月1日適用する。

#### 附 則（平成15年6月16日）

この基準は、平成15年度支出分政務調査費より適用する。

#### 附 則（平成20年10月1日）

この基準は、平成20年度10月1日支出分政務調査費より適用する。

別表第 1

会派に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

別表第 2

議員に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)

資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

## (2) 平成20年度政務調査費の使用状況の調査

### ア A会派

政務調査費収支報告書及び領収書類の提出を受け、調査をした。

### イ B会派

政務調査費収支報告書及び領収書類の提出を受け、調査をした。

### ウ C議員

政務調査費収支報告書及び領収書類の提出を受け、調査をした。

## 2 監査対象部局の説明

監査対象部局の説明は次のとおりである。(監査対象部局から提出された意見書原文のまま。但し、会派名・個人名はアルファベット表示)

### (1) 監査請求書の記載事実について

#### ア A会派の支出について

(ア) 「佐倉市議会政務調査費の取り扱いに関する基準」(以後、「使途基準」)

#### 政務調査費の使途

1 政務調査費は、次の経費に使用することができる。

### その他の経費

・上記以外の経費で会派及び議員の行う調査研究活動に必要な経費

ガソリン、携帯電話、電話代（FAX含む）については5割負担を認める。但し、インターネット接続にかかる使用料については、全額を政務調査費より支出することができる。と、定められており、請求者は「電話代のみ1/2」との意見であるが、インターネット接続に関しては、監査資料②で記したとおり、平成15年6月3日の会派代表者会議で話し合われ、同6月16日で全額認められると改正されている。よって、「使途基準」に合致している。

また、算出根拠が不明確であるとの意見であるが、基準については、監査資料②で記載したとおり、会派代表者会議での話し合いの中で行われている。

(イ) (請求人からの補正により取り下げられたため省略)

### イ B会派の支出について

(ア) 20年10月1日に「使途基準」が改正され、④資料購入費の「但し、新聞購読料は、一般購読料は、一般日刊紙一紙について政務調査費より支出することができるものとする。」部分が削除された。

提出された収支報告書及び領収書は、適用日以降分が報告されている。

(イ) 会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費については、「使途基準」で認められている。先進地調査、現地調査の場合、議員の調査研究活動のために、受け入れ先が時間を割いて、資料等準備を行ってくれるので、相手先への土産についても必要な経費であると判断される。

また、20年度土産について確認したところ、著しく高額な支出はない。

### ウ C議員の支出について

(ア) 「佐倉市議会政務調査費の取り扱いに関する基準」Ⅱ政務調査費

の保管及び経理 に支出等について定めがあり、「支出に当たっては、領収書を徴すること。」になっている。

20年度収支報告書には、領収書の添付はあるが、成果品である「市政レポート」は添付されていない。今回請求者から提出された市政レポートの写しは、収支報告書の添付書類とはなっていない。

請求者の意見では、請求者から提出されたC議員の市政レポート写しに記載されている住所・ファックス番号ともにC議員とは別人格のものと考えられるとあるが、調査したところ、ファックス番号については、議員名簿に登録（ファックス番号は非公開）されている番号と一致している。

20年度収支報告書及び領収書については、不備はなく、C議員の調査研究活動のために必要な③資料作成費に該当すると判断する。

今回の請求者提出の市政レポート写しは提出書類として、受け付けていないものであるので、請求者の意見については、見解を述べることはできない。

(イ) レポート1部当たりの作成単価は、1部当たり35.7円である。

また、357,000円という金額は、他の会派などからの収支決算報告と比較しても著しく高額であるとは言えない。よって、妥当なものとする。

(ウ) 市政レポートについては、C議員の(ア)の意見で記載したとおり、C議員の調査研究活動に資する経費であると判断した。よってレポートの配布経費を公費負担することは、妥当であるとする。

## (2) 請求人の主張する違法又は不当とする事由についての見解

政務調査費については、平成12年度までは、市政調査研究費として、要綱を根拠に支出されていましたが、平成12年度に地方自治法の改正が行われ、地方自治法第100条第14項及び第15項（自治法改正当時第12項・13項）で、政務調査費として位置付けられ、当市においても平成13年3月定例会市議会にて、佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例を制定しました。

佐倉市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年4月1日施行）第7条第2項の規定では、議長は、市長に収支報告の写しを送付するものと規定されており、平成13年度交付分の収支報告書の写しを送付する際に、当時の議長（D議長）は、今後、一般家庭でも支出しているガソリン代、新聞購読料、電話通信代は、一定の支出基準を設けた方が好ましいとして、議長交代時に引き継ぎを行い、引き継ぎを受けた議長（当時E議長）は、会派代表者と協議を重ね、使途基準の一層の明確化を図るため、佐倉市議会政務調査費の取り扱いに関する基準を制定し、平成14年7月31日付けで全議員に通知しました。これは、議員自らの発案であり、その内容は、一般的にどの家庭でも支出している経費（新聞購読料、電話通話料、ガソリン代等）並びに政務調査費による備品購入について、一定の基準を設けたことが主な内容であります。

以上の制定当時の詳細については、平成14年8月23日付け14佐議第91号の意見書にも記載し、提出いたしました。

その後、平成15年6月16日、平成20年10月1日に基準の見直し・改正を行いました。

改正にいたる経緯については、制定当時と同様に会派代表者会議において話し合い、使途基準の見直しを行いました。

佐倉市議会政務調査費の取り扱い基準につきましては、上記の過程を経て、現在にいたっております。

よって、今回請求人から提出された使途基準に合致しているものかどうかについては、いずれの支出も基準に合致しているものと考えております。

今回の請求については、市民からこのような請求があったことを厳粛にうけとめ、理解が得られるよう努めてまいりますとともに、今後も、佐倉市議会議員の調査研究に資するために必要な経費である政務調査費については、著しく変化する社会情勢への対応や、一層の透明性の確保をめざし、使途基準の見直しを行い、支出の適正化に努めてまいります。

### 3 判断

#### (1) A会派の支出について

##### ア その他の経費について

(ア) 636,091円の内訳は、収支報告書に添付された領収書によると、消耗品費及び備品購入費が442,115円、ガソリン代(169,882円)の5割が84,941円及び電話代(218,070円)の5割が109,035円である。

(イ) 購入された消耗品及び備品については、いずれも、議員の調査研究に必要なものと認めることができる。

(ウ) ガソリン代及び電話代については、いずれも基準どおり5割を政務調査費から支出している。

また、基準においては、基本料であるか利用料であるかを区別せず、すべて通話料として取り扱っている。

それらの経費として5割を政務調査費として支出することを認める基準が政務調査費の使途基準として妥当なものであるか否かを検討するに、一般家庭でも支出しているこのような費用を全額政務調査費として認めることが妥当でないことは明らかであるが、そのうちの5割を認めるという基準が、現在の段階で、直ちに違法又は不当とまでいうことはできない。

#### (2) B会派の支出について

##### ア 新聞購読料について

(ア) 同会派所属の5人の議員が、政務調査費をもって、1紙又は2紙

の新聞購読料を支出している。

(イ) 平成14年8月23日、当時の佐倉市議会議長が、佐倉市監査委員に提出した「佐倉市職員措置請求書に係る関係職員の出席及び資料の提出について」(14佐議第91号)の(3)意見書において、同年4月1日に制定した基準について、その制定の経緯を述べるとともに、「その内容は、一般的にどの家庭でも支出している経費(新聞購読料、電話通話料、ガソリン代)並びに政務調査費による備品購入について、一定の基準を設けたことが主な内容であります。その概要は新聞購読料は政務調査費からの支出をしない。電話通話料及び調査用ガソリン代は私用と議員活動の区別が付きにくいので、各々その50%を政務調査費から支出できるものとする。」と述べている。

その後、平成15年6月16日、「新聞購読料は、一般日刊紙1紙について政務調査費より支出することができるものとする。」との但し書きを加えて一般日刊紙1紙のみについて政務調査費から支出できるよう改正されたが、平成20年10月1日、この但し書きが削除され、現在に至っている。

改正によって加えた但し書きを削除すると、文言上は、当初の基準に戻ってしまったわけであるから、内容的にも、当初の基準と同様に、「新聞購読料は政務調査費からの支出をしない。」ということになってしまうのではないかという疑問がないわけではないが、平成20年の改正は、政務調査費から支出する新聞の購読について紙数の制限を設けないようにするという趣旨であったと解され、現に、そのような取扱いがなされている。

(ウ) 新聞の購読が議員の調査研究にきわめて有用であることは疑いがなく、新聞購読料を政務調査費から支出することをまったく許さないということは、政務調査費を定めた趣旨から適切と思えないので、現在の基準の解釈として、新聞購読料を政務調査費から支出するこ

とを認めていると判断する。

(エ) 平成14年に基準を制定した目的である「一般家庭何処でも支出しているガソリン代、新聞購読料、電話通話料は一定の基準を設けた方が好ましい。」という問題意識は適切であると考えるので、ガソリン代と電話通話料について5割のみを政務調査費から支出することを認めることの対比から考えても、新聞購読料については、少なくとも、自宅に配達される新聞については、1紙を超える分に限って、政務調査費からの支出を認めるべきである。

(オ) 調査した結果、5人の議員が政務調査費から支出した新聞はすべて自宅に配達されているが、いずれの議員も、自宅で、政務調査費で購読している新聞のほかにも、新聞を購読している。

とすると、本件新聞購読料の支出は違法又は不当とはいえない。

#### イ 土産代等について

(ア) 1回の視察あたり2,414円ないし4,410円の土産代が支出されている。

(イ) 視察をする場合、視察先に、資料を準備してもらったり、説明してもらったりするなど様々な負担をかけることになるので、社会常識的な土産を持参することは礼儀であり、ひいては、円滑な視察を執行するにも有用といえるし、本件支出は、金額的にも常識の範囲内であり、違法又は不当とはいえない。

(ウ) 公共交通が整備されていないとか、時間の節約のために必要というように利用が不可欠の場合にタクシーを利用することはやむを得ないし、それが市民の生活感覚では考えられないとまではいえない。

### (3) C議員について

#### ア 市政レポートの発行について

(ア) 請求人が監査請求書に添付をした「市政レポート」は、C議員についての調査にあたり、同議員から提出を受けた「市政レポート」と同一のものであることを確認した。

(イ) C議員が発行した「市政レポート」の「発行」欄に「C議員後援会」と記載され、その下に住所及びFAX番号が記載されている。

(ウ) C議員から事情を聴いた結果は、次のとおりである。

a 市政レポートの発行欄に記載されている住所は、C議員が自宅とは別に借りている部屋で、番号が記載されているFAXが置かれている場所であり、FAX番号だけ記載しているのは、電話番号を記載すると、嫌がらせなどのいろいろな迷惑電話がかかってくるので、その対策としてである。

b 前記レポートは、後援会ではなく、C議員本人が発行しているもので、後援会活動についての内容など一切掲載していない。

c 発行欄に後援会の名前を記載しているのは、前記FAXが置かれている場所ということであり、発行所という程度の意味であるが、誤解を招くのであれば、今後は改めたい。

(エ) 前記レポートの発行欄を一見すると、後援会が発行したもので、後援会活動としてなされたものと見えなくはない。

しかし、同レポートは、C議員の市議会における質問及びそれに関連する事項を掲載したものであり、後援会の広報活動とはいえない。

なお、付言するに、前記レポートの発行が後援会活動と誤解されたのは、前記レポートの発行欄に後援会の名称が記載されていることに原因があり、広報活動に政務調査費を支出する者として、そのような誤解を招かないよう配慮することが望ましい。

#### イ レポート作成代について

(ア) 前記レポートの作成費用357,000円は、印刷代だけではなく、取材、編集その他複合的な役務を含んだ費用であり、特に高額に過ぎるということとはできない。

(イ) なお、本件で提出された領収書には、総額しか記載されていないが、複合的な役務の代金を支払う場合は、できるだけその明細を明らかにするものを提出することが望ましい。

#### ウ 配布の人件費

前記レポート850部の配布を依頼し、その配布に3日間を要した者に対し、1人につき20,000円を支払ったというもので、日当として特に高額ということとはできないし、広報費として新聞折込料や通信費が認められるのと比較して違法又は不当ということとはできない。

#### (4) 各党派及び個々の議員について

##### ア ガソリン代について

議員の調査研究活動のための移動費としてガソリン代を支出することが違法又は不当とは考えられないし、議員の調査研究活動とその他の活動と峻別することが困難であるから、基準ではその5割を認めている。

この基準が違法又は不当であるといえないことは前述したとおりである。

なお、自動車を運転しない議員については、補助者が運転する自動車

のガソリン代の支出を認めており、不公平は生じていない。

イ 電話代について

議員の調査研究活動と他の活動を峻別することは実際問題として困難であるから、基準ではその5割を認めている。この基準が違法又は不当であるといえないことは前述したとおりである。

ウ 機器類について

消耗品扱いとならない機器類については、備品として、基準のⅢ（備品の取り扱い）によって、購入時に、議会事務局が管理する備品管理カードに登録し、議員の任期が満了したとき又は会派が解散したときは、事務局が管理することになっており、特に問題はない。

4 結論

以上のとおり、請求人の主張する政務調査費は、いずれも、違法又は不当な公金の支出といえないので、監査委員は、合議の結果、次のとおり決定した。

(主 文)

本件措置請求は、いずれも理由がないので棄却する。